

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和元年度第2回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和元年8月23日(金) 午後2時から午後3時20分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、伊藤庄吉、小川友香、岡島賢治、前川準一 (事務局) 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 奥田寛次 調達契約課長 江川和宏 調達契約課工事契約担当副主幹 岡本慎哉 調達契約課主査 井原崇視 調達契約課主査 横田拓也 営繕課長(兼)調達契約課公共工事総合評価担当副参事 鳥井宏孝 下水道建設課長(兼)下水道建設課流域下水道担当副参事(併) 調達契約課公共工事総合評価担当副参事 村田英紀
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他 総合評価落札方式の試行再開について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(1) 入札・契約に関する報告について

入札及び契約手続の運用状況

Q 入札中止となった「津市本庁舎大規模改修その他工事」について、工期が3年近い965日間の長期に及ぶ工事で、予定価格が約17億円となっていますが、3年の間に本年10月に予定されている消費税率の改正や物価の高騰等があることも考えられ、入札参加者がそもそも見込めない状況も想定できたのではないかと思います。年度当初に一括して発注せず、分割して発注する方法はなかったのでしょうか。

A まず、発注方法についてご説明申し上げますと、本工事は設計金額が高額であります。大きな特徴としては、本庁舎を利用する市民の方、また職員が執務を継続しながら施工する、いわゆる居ながら工事で、建築2者による特定建設工事共同企業体で発注しました。

工期も長期間であります。物価の変動については、契約約款に基づく各種スライド条項による措置で対応することにより担保できると考えております。本件については、1者の参加がありましたが、開札前に辞退されたことにより、入札参加者がいなくなったため、入札を中止したものです。

また、入札中止に伴い、設計業者や辞退者に対し聞き取りを行いました。工期が非常に長いことで配置技術者が長期間にわたり拘束されること、工期に対し設計金額が安いこと、居ながら工事であり来庁者、職員への影響等を考慮し、施工については庁舎閉庁時であることを原則としていること、それらのことが辞退に至った原因ではないかと分析しており、現在、再発注に向けて準備を進めているところです。

Q サオリーナ建設時には入札中止等により何度か再発注をしていますが、その中で設計金額が発注を重ねるごとに高騰した実績もあります。この経験を踏まえ、十分検討したうえで再発注していただきたいと思えます。

Q 6ページの事後審査型条件付一般競争入札の業務委託について、土木関係コンサルタント業務委託に比べて、建築関係コンサルタント業務委託の入札参加者が少ないのはなぜでしょうか。

A 建築関係コンサルタント業務委託については、設計金額が安い案件が多く、入札参加者にとっては魅力に乏しかったため、入札参加者が少なかったのではないかと考えられます。

Q 土木関係コンサルタント業務委託は、入札参加者が多いわりに同一業者が複数件を落札し、落札者の偏りが見受けられます。一方、建築関係コンサルタント業務委託は、入札参加者が少ないにもかかわらず落札者は違う業者となっています。入札参加者がばらばらなのか、また他に理由はあるのでしょうか。

A 入札結果では落札者は別々の業者になっていますが、入札参加者がばらばらであったわけではなかったと思います。同日の開札において、落札候補者となった者が技術者を専任で配置できないため、次の案件の入札が無効となることもあり、結果として落札者がばらけたのではないかと考えられます。

○ 随意契約により契約締結をしました、「半田川田雨水幹線実施設計等（詳細）業務委託」及び「上浜中継ポンプ施設撤去設計等業務委託」の2件の業務委託について、いずれの業務委託とも全日本コンサルタント株式会社津営業所を契約の相手方としておりますが、業務委託の内容が大きく異なるにもかかわらず同一業者と随意契約により契約締結をした理由について、予め委員から説明を求められておりますので、ご説明いたします。

業務委託の内容としましては、一方は「下水道管詳細設計等」、もう一方は「下水道施設の撤去設計等」であります。両業務委託とも設計区間又は設計箇所は鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社の軌道敷（近鉄名古屋線）へ近接する部分及び軌道敷下を横断する部分を含んでいます。業務委託の実施にあたっては、鉄道事業者の設計基準を考慮したうえで業務を行う必要がありますが、事前に担当課が鉄道事業者と協議を行った結果、軌道敷に対する影響検討業務については過去に同種業務の実績があり、精通業者にて施工するものとされ、設計、測量、地質調査業務委託において、同社が認定する資格要件を満たす業者については、全日本コンサルタント株式会社のみとなっております。

これらのことから、両業務委託とも全日本コンサルタント株式会社津営業所と「他の者が履行し得ないことから、その性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき。」として、半田川田雨水幹線実施設計等（詳細）業務委託にあつては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により、上浜中継ポンプ施設撤去設計等業務委託にあつては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行ったものです。

○ よく分かりました。

Q 業務委託については、この業者しか履行できないのですか。

A 近鉄が認定する業者については、土木、建築、設計・測量・地質調査などがあり、土木や建築では15～20者程度ありますが、設計・測量・地質調査では当該業者のみとなっております。

Q 土木や建築工事の場合は、随意契約ではなく競争入札になるのですね。

A 認定業者が複数ありますので競争入札となります。

## (2) 入札等監視業務について

## 入札・契約抽出事案の審議

### (7) 令和元年度下建公補第1-12号

#### 曾根西処理分区公共下水道測量業務委託

- 案件一覧において、入札参加者23者のうち、最低制限価格未満による失格が9者、1者を除く13者によるくじ引きとなっており、どのような入札結果であったかを確認させていただきました。最低制限価格未満による失格者も、くじ引きとならなかった者も最低制限価格とそれぞれ1万円差であったのですね。
- 建設工事とは異なる部分もあり、最低制限価格が類推しやすいことがあるかもしれませんが、最低制限価格を僅か1万円下回ったため失格となった者と最低制限価格と同額でくじ引きとなった者という形で、明暗が明確に分かれた顕著な事案であると思います。最低制限価格制度とはいえ、いかがなものかと思えます。

Q 最低制限価格は類推しやすいのですか。

A 測量業務委託の積算体系は単純で分かりやすいことや、最低制限価格の設定については1万円単位であることから同種業務委託においても入札金額が偏る傾向がありますが、本件は設計金額が安く、入札結果にその傾向が顕著に表れたものと考えています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

### (4) 令和元年度下建公補第4号

#### 久居南部処理分区公共下水道工事

Q 最低制限価格未満による失格者もなく、くじ引きによる落札決定でもない案件であり、どのような入札結果であったのか確認しましたが、この結果についてどのように考えていますか。

A 委員御指摘のとおり最低制限価格未満による失格者もない案件であり、このような入札結果は珍しいものとなっております。最低入札者を含む入札者38者の応札率は、88.02～88.38%でしたが、本件と同様に格付区分A1、A2の業者を対象とした設計金額が5,000万円以上の公共下水道工事における最低制限価格設定率について分析しましたところ、本件の応札率と同程度でございました。

本件の最低制限価格設定率は87.83%であり、先ほど申し上げました他の同種の公共下水道工事より低くなっており、最低制限価格の増減調整の影響があったためであると推測しております。施工場所について、道幅も狭くなく、掘削に伴い発生する湧水が多い場所でもないなど、施工にあたり比較的施工しやすい工事内容であったためと思われます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(ウ) 令和元年度営久生補第13号

津市久居北口文化会館耐震補強及び津市久居北口文化会館デイサービスセンター改修工事

○ 建築一式工事は、最低制限価格未満による失格が比較的少ないですが、本件は最低制限価格未満による失格者も多く、落札率が高いため抽出しました。

Q 落札率が98.87%と非常に高い案件ですね。5者が入札に参加していますが、もっと多くの者が入札に参加した場合、本件とは違う入札結果になったのではないのでしょうか。

A 入札参加資格を有する者は31者あり、うち5者が参加されました。本件発注前の年度当初には、格付区分Aの業者を対象とした工事を多数発注し契約締結に至っていることや、配置技術者を専任で配置できない状況も考えられ、本件入札への参加を見送られた業者が多かったのではないかと思います。

また、本件と同様の入札参加資格であります、建築一式工事の格付区分がBの業者を対象として発注しました工事については、5者程度が入札に参加されています。

Q 久居北口文化会館耐震補強工事、久居北口文化会館デイサービスセンター改修工事を別々で発注した場合、違った結果になっていたのでしょうか。それぞれが関連する工事であるため一括して発注したのですか。

A 久居北口文化会館の本館と久居北口文化会館のデイサービスセンターはもともと一体の建物です。工事の施工については、先に工事に着手した建物の物品をもう一方の建物に引っ越しさせてから施工し、完成後に物品を元に戻した後、もう一方を施工するものですが、工事の施工においてそれぞれの工事が密接な関係性を有していることから、一つの工事として発注しました。

Q 入札結果を見ましても最低制限価格未満による失格者の入札額は、最低制限価格より僅か1万円安いにすぎません。落札者の入札額は最低制限価格と比べて約300万円の差があります。このような状況についてこれまでから何度も言っていますが、最低制限価格を1万円下回ったら本当に工事の品質は確保できないのでしょうか。最低制限価格制度とはいえ、本件は約300万円の税負担があることから、何とかならないかと思いましたがいかがですか。

A 委員御指摘のとおり、最低制限価格を僅かに下回ったことで工事の適正な履行、品質の確保ができなくなるかという疑問はあるところだと思

います。現行の最低制限価格制度の下による入札では、最低制限価格を下回る入札者との契約はできません。税を原資として公共工事を発注する発注者の立場としては、最低制限価格を適正に設定し、それを公正に運用していく必要がございます。

また、落札率が高くなったことについては、最低制限価格を僅かに下回った者と、予定価格と同額程度の入札をした者と、応札状況が真っ二つに分かれていることから、最低制限価格を推測して応札した受注意欲が高い業者と、予定価格と同額程度であれば受注しても構わないという考えのもと応札した業者との間の、本工事に対する受注意欲が影響したものと考えていますが、結果として応札率が高い業者が落札した結果となりました。

○ 本委員会において頻繁に議論されているところですね。

※ 本件については、一部今後に検討を要するもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

### (3) その他

#### 総合評価落札方式の試行再開について

○ 試行結果において、建築一式工事は最低入札者が落札者となり、土木一式工事は最低入札者以外の者が落札者となりましたので、総合評価落札方式の効果がある程度表れていると思います。土木一式工事では、工事成績点数や工事实績件数における評価点が最も高かった者が落札者となっており、発注者としても安心感を得られ、また、落札できなかった業者についても今後の目標になるのではないかと考えると、引き続き試行を継続し、より良い入札制度になるのではないかと思います。

また、ISO等の書類提出について、案件毎に毎回提出することは負担になると思いますので、例えば、年度当初に提出してもらい、それ以降の発注については、その書類が反映できるといった仕組みを構築しておけば、事務負担の軽減になるのではないかと思います。

Q 評価項目の決定や算出は外部の方がするのですか。それとも市職員がするのでしょうか。

A 評価項目及び配点については、工事発注前に三重県公共工事等総合評価意見聴取会に諮り決定します。また、発注後に業者から提出される書類等の確認や価格以外の評価点の算出は、市の担当者が行います。

Q 書類の確認、審査等における事務負担はどうですか。

A 提出書類等は多いため、それらの確認に多くの時間を要します。評価点の算出は提出書類等から評価項目毎に評価基準に沿って算出しますが、慎重に事務手続きをしております。

また、価格以外の評価点については、自社の評価点は把握できますし、他者の評価点についても開札前にホームページに公表します。

なお、自らの評価点について疑義等があれば書面により照会できることとしております。

Q 工事によって評価項目及び配点は変わるのですか。

A 過去の試行時においては、技術提案型、技術的な提案をいただき、それらをヒアリングし、評価員が専門分野から採点する方法による総合評価落札方式を実施したこともありましたが、今回の試行における価格以外の評価点については、客観的評価でもって評価できるものを評価項目としています。誰が採点しても同じ点数になることから、透明性は高いと思っております。

一方、評価方法は公表してありますので、他の業者の評価点もある程度推測できてしまうこととなります。今回の試行結果では、工事成績点数、工事成績件数の点数が高い業者が受注したことで、今後受注する工事で工事成績点数が高ければ、今後の総合評価落札方式において高い点数に繋がると考えていただける業者がおられると思いますが、工事の発注が限られる中、評価項目や配点を固定化することは難しいと考えています。

また、委員からご意見のあった、年度当初に書類を提出してもらい、それ以降は提出書類を評価に反映させる方法については、事務負担は軽減するものの、試行を重ねるうちに、業者の有利不利がある程度分かってしまうことにもなりかねないことや、評価項目の固定化につながってしまうことに懸念が残るところです。

試行案件の入札参加者が少なかったことについては、書類提出等に係る事務負担が増えることも、一つの原因であったと思われます。

Q 評価点を算出する際に主観的に評価する項目があると、採点する側が評価項目に対する評価点を何点とすべきか難しいと思いましたが、そういうことはないのですね。

A 今回の試行案件については客観的評価のみで評価できるものを評価項目としていますので、そのようなことはございません。

Q 他者の価格以外の評価点を知ることはできるのですか。

A 価格以外の評価点は、開札前にホームページで公開しますので、他者の評価点も含め全て分かることとなります。

ただし、入札書の提出期限は評価項目算定資料届出書の提出期限と同日としておりますので、ホームページで公開された価格以外の評価点を見て、入札書を提出するものではありません。

Q 評価項目のISOや防災協定については、多くの業者が取得、締結をしていると思います。工事成績点数について、当社はなぜこんなに低い

点数なのかといった照会などが業者からありませんか。

A 過去の試行時にはそのような照会もございました。工事完了後の検査については、検査基準に基づき実施しておりますので、業者にはより高い工事成績点数を目指していただければと考えております。

また、委員御指摘のとおり、I S O等は多くの業者が取得されていますので業者間で評価点の差につながらない部分でありますし、その業者が入札に参加した価格以外の評価点を見れば取得状況等が明らかになります。

このことから、試行を再開するにあたり、そのような課題等も踏まえ、工事成績重視型において、例えば、評価項目が地域貢献で、自社又は一次下請における市内本店業者施工率が80%以上とする場合は配点し、また、配置技術者について、過去5年間における同種工事の工事成績平均点により配点するなど、業者の努力が報われ、またその努力によって得点可能な評価項目の配点が増えるよう改良いたしました。

Q 本年度の試行案件の評価項目及び配点は試行案件毎に変更するのですか。それともどの案件も同一とするのでしょうか。

A 本年度は試行ということもあり、調査結果を分析するためにも大きな変更はしない方向で考えておりますが、試行案件の内容、性質に応じて変えていくべきものであると考えております。

Q 評価項目及び配点を変更する場合のみ、三重県公共工事等総合評価意見聴取会に諮ることになるのですか。

A 現在、試行案件全てにおいて、発注前に三重県公共工事等総合評価意見聴取会に諮ることとなっています。

Q 価格以外の評価点はホームページで公開されるため、評価項目及び配点を変更していかないと、試行を重ねるうちに業者ごとの一覧表ができてしまうことが懸念されますが、それに伴う弊害等は考えられませんか。

また、土木一式工事の試行案件についてですが、落札者と最低入札者で入札額が約800万円の差があります。価格点の配点を多くするなどしないと税負担が増えることになりませんか。

A 固定化された評価項目においては、試行を重ねるうちにデータが蓄積され、他者の評価点がある程度分かってきます。過去の試行時においてそのような課題等があったことから総合評価落札方式の発注を見合わせてきましたが、試行再開にあたっては、発注後の業者の努力によって獲得が可能な評価項目を配点できるようにしました。

また、総合評価落札方式については、価格と価格以外の品質の両方を総合的に評価して落札者を決定する方法ですので、土木一式工事の試行案件では最低入札者ではない業者が落札したことから、入札結果だけを見ますと総合評価落札方式の理想に近い形の結果になったものと考え

ております。私どもとしては、試行案件の工事成績を注視していきたいと考えており、総合評価落札方式で落札した工事ほど工事成績点数が高い結果であれば、価格競争のみに比べると税負担が増加する可能性は高いものの試行を再開した意味があったのではないかと考えております。御指摘いただきました税負担が増えることについては、評価点の配点バランスというところですが、試行案件においては、価格点对価格以外の評価点の割合を8対2としています。他の発注機関では、価格点の配点を本市より高くしているところもあり、価格点を重視するのであれば、入札価格に応じて価格点により幅をもたせるよう価格点の算式を見直したり、価格点の割合を増やすなどが考えられます。

Q 価格点对価格以外の評価点の配点割合は8対2となっていますが、今後は工事内容などによって変更することはあるのでしょうか。

A 工事内容によって配点のバランスを変更することは考えにくいですが、価格点の算式を変更することはあり得ると考えています。

Q 予定価格の範囲内で最低価格者と契約することが入札制度の原則であると思います。入札結果において最低入札者より相当高い金額で入札した者が落札していますが、果たして最低入札者の金額では工事の品質は確保できないのでしょうか。

本来は入札価格が一番であって、適正な履行を確保するための一定の基準とすべき価格が必要だと思えます。その価格をより高い基準で設けるのか、または品質を確保できる一定の基準を超えていたらいいかということも議論すべきと思いますが、一定の範囲のもと、最低入札者と契約することが入札制度の本質であると考えます。

A 過去の試行時では低入札価格調査を実施していませんでしたが、今回の試行では、該当しなかったものの、入札額が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施することとし、調査の結果、適正な工事の履行がされると認められる場合は契約を締結することとしました。

低入札価格調査基準価格を下回る額での応札も可能となりますが、極端に安い金額での入札は望んでいるところではありませんので、低入札価格調査基準価格を下回る入札に対する価格点の伸び率を緩やかにしています。しかしながら、品質を確保したうえで、低入札ほど価格点の伸び率が大きくすべきであるとの御意見がありましたら検討の余地はあると考えております。

また、価格点のバランスについても試算していますが、現在の試行においては、価格点1点を取得するためには、例えば1億円の設計額の工事の場合、入札金額で100万円の差が必要となります。

A 総合評価落札方式の試行案件の抽出については、工事の内容、性質に

依ると考えています。委員の御指摘にございましたが、品質の確保したものをより安くという入札制度の原則の中、最低制限価格制度を適用することが適切なもの、大規模施設等で価格と価格以外の品質を総合的に評価することが適切なものなどがありますので、工事内容に応じて入札方法を見極めなければならないと考えております。

試行に係る各種データについては、分析し、今後のより良い入札制度に繋げてまいりたいと考えております。

## 事後審査型条件付一般競争入札

NO.1

公 告 日	令和元年5月13日	業 務 担 当 課	下水道建設課
業 務 名	令和元年度下建公補第1-12号 曾根西処理分区公共下水道測量業務委託		
業 務 場 所	津市 安濃町川西及び安濃町浄土寺 地内		
業 務 概 要	基準点測量 7点 現地測量 0.004km <sup>2</sup>		
期 間	契約締結の日から <b>令和元年7月16日</b> まで		
発 注 業 種	測量		
参 加 資 格 関 係 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）
	その他要件		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで	
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811	
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和元年5月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和元年5月21日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	<b>令和元年5月24日 必着</b>	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和元年5月29日 午前9時10分</b> 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	<b>1,734,000</b> 円（税抜き）		
最 低 制 限 価 格	有		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・ <u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>		

予 定 価 格 1,734,000 円  
 落 札 価 格 1,320,000 円  
 最低制限価格 1,320,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 76.12 %

下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格です。 (単位:円)

令和元年度下建公補第1-12号  
 曽根西処理分区公共下水道測量業務委託

予 定 価 格 1,734,000 円(消費税等相当額を除く)  
 最低制限価格 1,320,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備 考
1	新三重技術開発(株)	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
2	(有)テクノスリー	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
3	(有)東海プロジェクト	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
4	(株)東光測量設計事務所	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
5	(有)藤川測量設計事務所	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
6	(株)三重中央コンサルタント	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
7	(株)山川測量設計コンサル	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
8	(有)三濃測量設計	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
9	(有)アイシン地測	1,310,000	失格(最低制限価格未滿)
10	(株)三洋開発	1,320,000	落札決定(くじ引きによる)
11	正和測量設計(株)	1,320,000	
12	(株)北斗エス・イー・シー	1,320,000	
13	(有)新興測量設計	1,320,000	
14	刀根測量設計事務所	1,320,000	
15	南海カツマ(株)	1,320,000	
16	(株)南山建設	1,320,000	
17	(株)若鈴	1,320,000	
18	(有)アルファプラン	1,320,000	
19	(株)信榮企画	1,320,000	
20	杉山コンサルタンツ(株)	1,320,000	
21	(有)三重シビルシステム	1,320,000	
22	(株)三重新成コンサルタント	1,320,000	
23	(株)東海測量設計	1,330,000	
24			
25			

## 事後審査型条件付一般競争入札

NO.2

公告日	令和元年6月3日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第4号 久居南部処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 木造町	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 641m 組立マンホール 4箇所 小型マンホール 4箇所 ます設置工 16箇所			
工期	契約締結の日から <b>令和2年1月23日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年6月21日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年6月21日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和元年6月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年6月17日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和元年6月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	<b>令和元年6月26日 午前10時30分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>51,054,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。  <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

予 定 価 格 51,054,000 円  
 落 札 価 格 44,940,000 円  
 最低制限価格 44,840,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 88.02 %

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格です。 (単位:円)

令和元年度下建公補第4号  
 久居南部処理分区公共下水道工事

予 定 価 格 51,054,000 円(消費税等相当額を除く)

最低制限価格 44,840,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)藤谷建設	44,940,000	落札決定
2	(有)小林組	44,970,000	
3	(株)ティー・エス・ケー	44,980,000	
4	(株)河合組	44,980,000	
5	(株)磯田土建	44,980,000	
6	藪建設(株)	44,990,000	
7	(有)前田土木建設	44,990,000	
8	本州舗装(株)	45,000,000	
9	(株)林組	45,010,000	
10	金子工業(株)	45,010,000	
11	(有)大森組	45,010,000	
12	坂倉水道(株)	45,020,000	
13	(有)丸新建設	45,030,000	
14	(株)藤田組	45,030,000	
15	本堂建設(有)	45,040,000	
16	(株)南山建設	45,040,000	
17	三重農林建設(株)	45,050,000	
18	(株)佐南組	45,050,000	
19	大和建设(株)	45,050,000	
20	(株)ロッシュ	45,060,000	
21	田中土木(株)	45,060,000	
22	安濃建設(株)	45,060,000	
23	勢和建设(株)	45,060,000	
24	東海土建(株)	45,070,000	
25	(株)三和工務店	45,070,000	
26	(株)若葉晃建	45,070,000	
27	(株)広山建設	45,070,000	
28	(有)松村土木	45,070,000	
29	(株)近江建設	45,070,000	
30	(株)マエダ組	45,070,000	
31	(株)岩田組	45,080,000	
32	(株)藤久建設	45,080,000	
33	(株)カンキョー	45,080,000	
34	(有)牛田水道	45,080,000	
35	吉村工業(株)	45,090,000	
36	河芸建設(株)	45,100,000	
37	(株)ユーサン	45,100,000	
38	(株)ジェイエイ津安芸	45,120,000	
39	北嶋建設(株)	45,940,000	
40	(有)大村建設	46,000,000	

## 事後審査型条件付一般競争入札

NO.3

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営久生補第13号 津市久居北口文化会館耐震補強及び津市久居北口文化会館デイサービスセンター改修工事			
工 事 場 所	津市 久居北口町及び久居烏木町 地内			
工 事 概 要	耐震補強 改修 津市久居北口文化会館 津市久居北口文化会館デイサービスセンター 鉄骨造平家建 延面積226m <sup>2</sup> (建具改修、内装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年6月5日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	31,353,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・格付要件については、「平成30年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</p>			

予 定 価 格 31,353,000 円  
落 札 価 格 31,000,000 円  
最低制限価格 28,170,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 98.87 %

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格です。 (単位:円)

令和元年度営久生補第13号

津市久居北口文化会館耐震補強及び津市久居北口文化会館デイサービスセンター改修工事

予 定 価 格 31,353,000 円(消費税等相当額を除く)

最低制限価格 28,170,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)藤谷建設	27,970,000	失格(最低制限価格未滿)
2	(株)野間建設	28,120,000	失格(最低制限価格未滿)
3	(株)藤川工務店	28,160,000	失格(最低制限価格未滿)
4	(有)倉田組	31,000,000	落札決定
5	(有)青木建築	31,290,000	
6			
7			
8			
9			
10			

### 3 総合評価落札方式の試行再開について

#### 1 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、従来の価格のみによる競争ではなく、施工能力、過去の工事実績、工事成績等、価格以外の要素も含めて総合的に評価する落札方式です。

#### 2 落札者決定基準について

価格点（80点満点）と価格以外の評価点（20点満点）を合計した点数が最も高い者を落札者（落札候補者）とします。

<b>総合評価点（100点満点）＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点）</b>
---

#### 3 価格以外の評価点に係る評価項目について

過去の工事成績や同種工事の施工件数、配置予定の技術者に係る能力、防災協定の締結やISO認証の取得などを評価項目として設定し、工事ごとに評価項目及び配点について、学識経験者で構成される「三重県公共工事等総合評価意見聴取会」に諮ることとしています。

#### 4 価格点の算出方法について

入札価格に応じて、以下の数式により算出します。

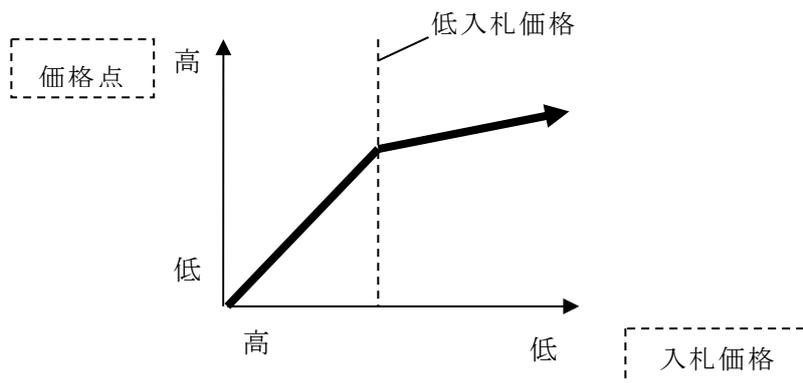
（入札価格＞低入札価格の場合）

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格}) / 100 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

（入札価格≤低入札価格の場合）

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格}) / 100}$$

※価格点のイメージ



### 5 落札者決定例

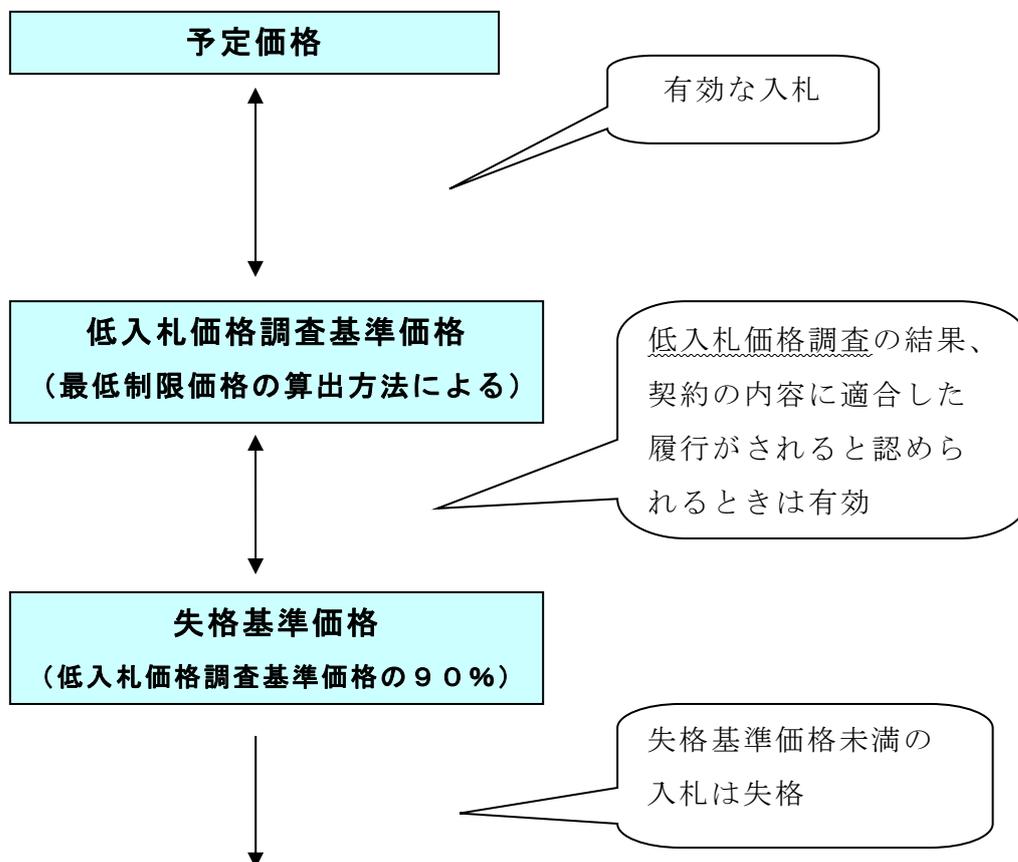
(例) 予定価格 = 1 億円  
 低入札価格調査基準価格 = 9, 000 万円  
 失格基準価格 = 8, 100 万円

	A社	B社	C社
入札価格	9,500万円	9,000万円	8,500万円
価格点 (80点満点)	75.27006点	79.91120点	79.96051点
価格以外の評価点 (20点満点)	14点	17点	12点
総合評価点 (100点満点) (価格点 + 価格以外の評価点)	89.27006点	96.91120点	91.96051点
順位	3	1	2
落札者		○	

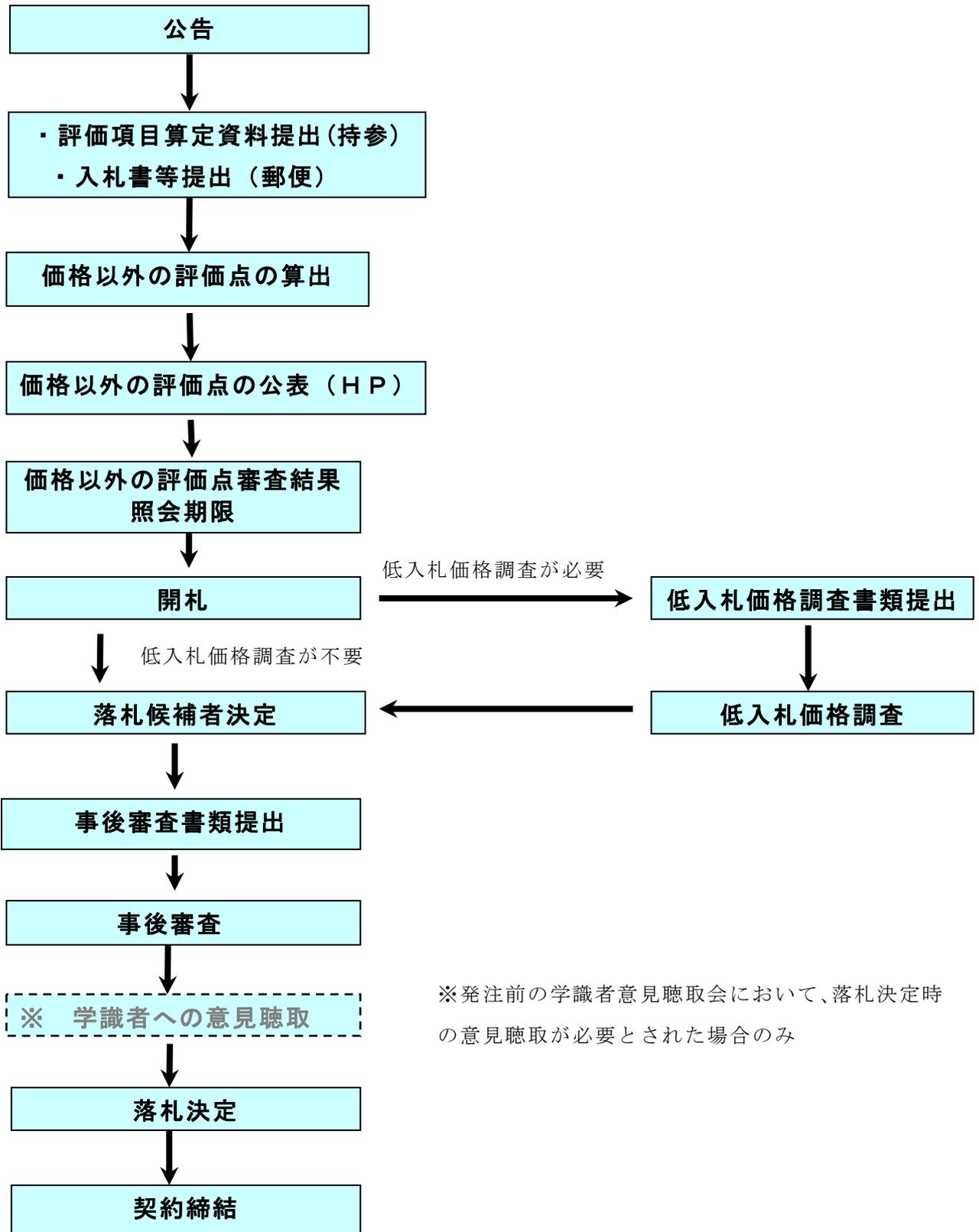
## 6 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格について

総合評価落札方式において、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして低入札価格調査基準価格を設定しています。総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施し、調査の結果、落札（候補）者とならない場合があります。

また、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして失格基準価格を設定しています。失格基準価格未満の場合は、総合評価点の算出は行わず失格とします。



7 公告から契約締結までの流れ



8 試行案件の入札結果について

(1) 令和元年度下建公補第5号 天神ポンプ場(上屋建築)築造工事

【価格以外の評価点】※評価項目は別紙1のとおり

	工事成績 点数	工事实績 件数	労働 福祉	防災 協定	ISO等	市内業者 施工率	手 持 ち 工事量	配置予定技術者		障 が い 者雇用	労働安全 衛生マネ ジメント	合計
								工事成績 点数	工事实績 件数			
(株)ジェイエイ 津安芸	4.3	2	1	0.5	0.5	2	3	1.5	2	0	0.5	17.3
(株)岩田組	4.2	1.4	1	0.5	0.5	2	3	1.3	2	0	0.5	16.4

【総合評価点】

予定価格 136,119,000 円(税抜)

低入札調査基準価格 122,500,000 円(税抜)

失格基準価格 110,250,000 円(税抜)

	入札価格 (税抜:円)	価格 評価点	価格以外 の評価点	総合 評価点	
(株)岩田組	122, 500, 000	79. 91120	16. 4	96. 31120	落札決定
(株)ジェイエイ津安芸	136, 000, 000	71. 20224	17. 3	88. 50224	

(2) 令和元年度建整特補第1号 市道新町野口線道路改良工事

【価格以外の評価点】 ※評価項目は別紙2のとおり

	工事成績 点数	工事实績 件数	労働 福祉	防災 協定	ISO等	市内業者 施工率	手 持 ち 工事量	配置予定技術者		障 が い 者雇用	労働安全 衛生マネ ジメント	合計
								工事成績 点数	工事实績 件数			
藪建設(株)	6	2	1	0.5	0.5	2	3	1.8	0	0.5	0.5	17.8
(株)藤田組	5	0.6	1	0.5	0.5	2	3	2	1	0	0.5	16.1
勢和建设(株)	4.1	1.4	1	0.5	0.5	2	2	2	1	0.5	0.5	15.5
安濃建設(株)	4.4	0.8	1	0.5	0.5	2	3	1.9	0	0.5	0.5	15.1
(株)佐南組	3.1	1.2	1	0.5	0.5	2	2	1.8	2	0.5	0.5	15.1
本州舗装(株)	3	0.6	1	0.5	0.5	2	3	2	1	0	0.5	14.1
(株)藤久建設	4	0.2	1	0.5	0.5	2	2	1.4	1	0.5	0.5	13.6
(株)藤谷建設	2.9	1.4	1	0.5	0.5	2	2	1.2	1	0.5	0.5	13.5
(株)ユーサン	3.6	0.2	1	0.5	0.5	2	3	1.4	0	0.5	0.5	13.2
(有)小林組	3.4	0.8	1	0.5	0.5	2	3	0	1	0.5	0.5	13.2
(株)磯田土建	2.8	0.4	1	0.5	0.5	2	2	2	1	0.5	0.5	13.2
(有)大村建設	3.2	0.8	0.5	0.5	0.5	2	3	0	1	0.5	0.5	12.5

【総合評価点】

予定価格 86,665,000 円(税抜)

低入札調査基準価格 76,960,000 円(税抜)

失格基準価格 69,260,000 円(税抜)

	入札価格 (税抜:円)	価格 評価点	価格以外 の評価点	総合 評価点	
藪建設(株)	77,300,000	79.52121	17.8	97.32121	落札決定
(株)藤田組	77,220,000	79.61262	16.1	95.71262	
(株)勢和建設	69,490,000	79.99734	15.5	95.49734	
安濃建設(株)	76,920,000	79.91161	15.1	95.01161	
(株)佐南組	77,220,000	79.61262	15.1	94.71262	
本州舗装(株)	77,210,000	79.62406	14.1	93.72406	
(株)藤久建設	77,140,000	79.70424	13.6	93.30424	
(株)磯田土建	69,500,000	79.99722	13.2	93.19722	
(株)藤谷建設	77,220,000	79.61262	13.5	93.11262	
(株)ユーサン	76,910,000	79.91173	13.2	93.11173	
(有)小林組	77,220,000	79.61262	13.2	92.81262	
(有)大村建設	77,220,000	79.61262	12.5	92.11262	

総合評価落札方式評価項目一覧

工事名:令和元年度下建公補第5号天神ポンプ場(上屋建築)築造工事

(価格以外の評価点:20点満点)

評価項目		評価の内容		評価基準	配点	備考
評価項目(20点満点)	工事成績 (6点満点)	過去5年間に於いて津市から受注した、当該業種の工事成績平均点:a		80点以上	6	当該業種とは建築一式工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課発注工事(水道局、各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成26年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評価結果通知書が発送されている建築一式工事全てに係る工事成績評価点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (※平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評価結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)
				70点超80点未満	(6/10)a-42	
				70点以下 (実績なしを含む)	0	
	工事実績 (2点満点)	過去10年間に於いて官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数:b		10件以上	2	同種・同規模工事とは、元請又はJV構成員として官公庁等から受注し、過去10年間(平成21年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、契約金額5000万円以上の建築一式工事で、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。 (工事の分野が建築、工事の業種が建築一式工事、工事の種別が建築工事として登録されているもの。) * 配点については小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 施工実績評価資料(第5号様式)に、コリンズ登録の写しを添付すること。
				1件以上10件未満	(1/5)b	
				実績なし	0	
	社会貢献 (2点満点)	経営事項審査「その他の審査項目」	労働福祉の状況	45点	1	「45点」「30点以上45点未満」「30点未満」とは、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における「その他の審査項目」のうち「労働福祉の状況」欄に記載された点数のことをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに退職一時金制度の導入、建設業退職金共済制度に加入した場合等で、点数が増加する場合は、確認できる資料を提出することにより増点を認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを添付すること。
				30点以上45点未満	0.5	
				30点未満	0	
		ISO又はM-EMSの認証取得の有無	防災協定締結の有無	有	0.5	防災協定締結の有無とは、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における「その他の審査項目」のうち「防災協定の有無」欄に記載されていることをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに特殊法人等又は地方公共団体との間において防災活動に関する協定を締結した場合は、確認できる資料を提出することにより防災協定「有」と認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを添付すること。
				無	0	
				有	0.5	
地域貢献 (2点満点)	市内本店業者施工率		市内本店業者施工率80%以上	2	市内本店業者施工率とは、自社及び一次下請業者における市内本店業者施工率をいう。 * 市内本店業者とは、本店の所在地が津市内にある業者のことをいう。 * 市内本店業者施工率評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを提出すること。 * 契約完了時に履行確認を行い、施工率80%以上で申告したが施工において最終的に80%未満となった場合は、工事完了の翌月以降実施する当該業者参加の「工事成績重視型」総合評価落札方式による入札案件について2年間、1件につき価格以外の評価点から5点を減点する。	
			市内本店業者施工率80%未満	0		
手持ち工事量 (3点満点)	契約中の公共工事件数と1級技術者数との比率		0	3	J: 公告日(令和元年6月3日)時点において契約中であり、コリンズ登録されている契約金額5000万円以上の当該業種(建築一式)の公共工事件数と、当該業種(建築一式)に係る1級技術者数との比率 J=(当該業種の契約金額5000万円以上の工事件数)/(当該業種の1級技術者数) * 小数点以下第2位四捨五入1位以上 * 当該業種(建築一式)に係る1級技術者数とは、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における登録人数をいう。該当する経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書を提出すること。 * 手持ち工事量評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 工事件数については、コリンズ登録の写しを提出すること。	
			$0 < J \leq 0.4$	2		
			$0.4 < J \leq 0.8$	1		
			$0.8 < J$	0		
配置予定技術者 (4点満点)	過去5年間に於いて津市から受注した、配置予定主任(監理)技術者における当該業種の工事成績平均点:c		80点以上	2	当該業種とは建築一式工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課発注工事(水道局、各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成26年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評価結果通知書が発送されている建築一式工事全てに係る工事成績評価点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。ただし、現在の所属企業における実績に限る。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (※平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評価結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)	
			70点超80点未満	(1/5)c-14		
			70点以下 (実績なしを含む)	0		
	過去10年間に於いて官公庁等から受注した、配置予定主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績件数		3件以上	2	配置予定技術者工事実績とは、過去10年間(平成21年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、同種・同規模工事に係る主任技術者又は監理技術者としての工事施工実績のことをいい、JV構成員としての実績も含めるものとする。ただし、現在の所属企業における実績に限る。 同種・同規模工事とは契約金額5000万円以上の建築一式工事で、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。 (工事の分野が建築、工事の業種が建築一式工事、工事の種別が建築工事として登録されているもの。) * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 配置予定技術者評価資料(第6号様式)に、コリンズ登録の写しを添付すること。	
			1~2件	1		
			実績なし	0		
その他 (1点満点)	障がい者雇用実績の有無		有	0.5	障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。法律により雇用が義務付けられている企業は法定雇用が達成されていること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しを提出すること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類を提出すること。	
			無	0		
	労働安全衛生マネジメント認証の有無		有	0.5	労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む。)に沿った取り組みの認証の有無により評価する。 * 評価機関による評価証、適合証明書等の写しを提出すること。	
			無	0		

市道新町野口線道路改良工事（工事成績重視型）

別紙2

評価項目	評価の内容		評価基準	配点	備考	
評価項目（20点満点）	工事成績 (6点満点)	過去5年間に於いて津市から受注した、当該業種の工事成績平均点:a	80点以上	6	当該業種とは土木一式工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課発注工事(水道局、各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成26年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評定結果通知書が発送されている土木一式工事全てに係る工事成績評定点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (※平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評定結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)	
			70点超80点未満	(6/10)a-42		
			70点以下 (実績なしを含む)	0		
	工事实績 (2点満点)	過去10年間に於いて官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数:b	10件以上	2	同種・同規模工事とは、元請又はJV構成員として官公庁等から受注し、過去10年間(平成21年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、契約金額5000万円以上の土木一式工事で、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。 (工事の分野が道路、工事の業種が土木一式工事、工事の区分が一般土木工事として登録されているもの。) * 配点については小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 施工実績評価資料(第5号様式)に、コリンズ登録の写しを添付すること。	
			1件以上10件未満	(1/5)b		
			実績なし	0		
	社会貢献 (2点満点)	経営事項審査「その他の審査項目」	労働福祉の状況	45点	1	「45点」「30点以上45点未満」「30点未満」とは、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目」のうち「労働福祉の状況」欄に記載された点数のことをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに退職一時金制度の導入、建設業退職金共済制度に加入した場合等で、点数が増加する場合は、確認できる資料を提出することにより増点を認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。
				30点以上45点未満	0.5	
				30点未満	0	
		防災協定締結の有無	有	0.5	防災協定締結の有無とは、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目」のうち「防災協定の有無」欄に記載されていることをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに特殊法人等又は地方公共団体との間において防災活動に関する協定を締結した場合は、確認できる資料を提出することにより防災協定「有」と認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。	
			無	0		
			ISO又はM-EMSの認証取得の有無	有		
無	0	ISO(ISO9000s又はISO14001)又はM-EMS(ステップ1又はステップ2)の認証取得の有無により評価する。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、評価機関による登録証等の写しを添付すること(いずれか一つで可)。				
地域貢献 (2点満点)	市内本店業者施工率	市内本店業者施工率80%以上	2	市内本店業者施工率とは、自社及び一次下請業者における市内本店業者施工率をいう。 * 市内本店業者とは、本店の所在地が津市内にある業者のことをいう。 * 市内本店業者施工率資料(第4号様式)を提出すること。 * 契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを提出すること。 * 契約完了時に履行確認を行い、施工率80%以上で申告したが施工において最終的に80%未満となった場合は、工事完了の翌月以降実施する当該業者参加の「工事成績重視型」総合評価落札方式による入札案件について2年間、1件につき価格以外の評価点から5点を減点する。		
		市内本店業者施工率80%未満	0			
手持ち工事量 (3点満点)	契約中の公共工事件数と1級技術者数との比率	0	3	J:公告日(令和元年7月22日)時点において契約中であり、コリンズ登録されている契約金額5000万円以上の当該業種(土木一式)の公共工事件数と、当該業種(土木一式)に係る1級技術者数との比率 J=(当該業種の契約金額5000万円以上の工事件数)/(当該業種の1級技術者数) * 小数点以下第2位四捨五入1位以上 * 当該業種(土木一式)に係る1級技術者数とは、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における登録人数をいう。該当する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出すること。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての工事も含めるものとする。 * 手持ち工事量評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 工事件数については、コリンズ登録の写しを提出すること。		
		0<J≤0.4	2			
		0.4<J≤0.8	1			
		0.8<J	0			
配置予定技術者 (4点満点)	過去5年間に於いて津市から受注した、配置予定主任(監理)技術者における当該業種の工事成績平均点:c	80点以上	2	当該業種とは土木一式工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課発注工事(水道局、各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成26年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評定結果通知書が発送されている土木一式工事全てに係る工事成績評定点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。ただし、現在の所属企業における実績に限る。また、監理技術者が配置された工事については監理技術者としての実績に限る。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (※平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評定結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)		
		70点超80点未満	(1/5)c-14			
		70点以下 (実績なしを含む)	0			
	過去10年間に於いて官公庁等から受注した、配置予定主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績件数	3件以上	2		配置予定技術者工事实績とは、過去10年間(平成21年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、同種・同規模工事に係る主任技術者又は監理技術者としての工事施工実績のことをいい、JV構成員としての実績も含めるものとする。ただし、現在の所属企業における実績に限る。また、監理技術者が配置された工事については監理技術者としての実績に限る。 同種・同規模工事とは契約金額5000万円以上の土木一式工事で、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。 (工事の分野が道路、工事の業種が土木一式工事、工事の区分が一般土木工事として登録されているもの。) * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 配置予定技術者評価資料(第6号様式)に、コリンズ登録の写しを添付すること。	
		1~2件	1			
		実績なし	0			
その他 (1点満点)	障がい者雇用実績の有無	有	0.5	障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。法律により雇用が義務付けられている企業は法定雇用が達成されていること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しを提出すること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類を提出すること。		
		無	0			
	労働安全衛生マネジメント認証の有無	有	0.5		労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む。)に沿った取り組みの認証の有無により評価する。 * 評価機関による評価証、適合証明書等の写しを提出すること。	
		無	0			